

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

・IT 実装支援（IoT・セキュリティ・データ活用）

：当社が培ってきた IoT 技術および組込ソフトウェア開発の知見を活かし、取引先に対し、製品・サービスのデジタル化や業務効率化を目的とした IT システムの導入支援を行います。特に、サイバーセキュリティ対策、データの相互活用、生産管理の可視化など、持続可能な業務環境構築に資する支援を実施します。

・グリーン化の取組（省エネ設計・環境配慮部材導入）

：医療・美容機器の設計開発において、環境配慮型材料の選定および省エネ制御技術の導入を進めるとともに、取引先との協働により、生産工程や部品調達における CO2 削減を推進します。また、環境対応製品の共同開発や、グリーン調達基準の策定・運用支援も実施します。

・企業間の連携（共同研究・新規事業創出）

：新規市場開拓や製品価値向上を目的として、オープンイノベーションによる共同研究開発を促進します。また、中小企業や異業種企業とのネットワーク構築を進め、新規事業創出や技術移転の場を提供し、取引先との戦略的パートナーシップの深化を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- ・取引先満足度調査の実施
- ・成果配分は「50/50（フィフティ・フィフティ）」の考え方で共有
- ・約束手形の利用廃止に向け、電子記録債権や現金払いに移行

令和7年5月23日

サンライズコーポレーション合同会社 代表社員・平野昌治